

消費税法改正に伴う料金変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます

さて お客様におかれましてはご高承のとおり

このたび消費税法が改正され 令和元年 10 月 1 日より

消費税が 8% から 10% に引き上げられる予定となりました。

予定通り実施された場合、誠に恐縮ではございますが実施日以降
の利用料金等を変更させていただきます。

何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます

敬具

令和元年 7 月

神戸カントリー倶楽部 神戸コース 支配人